03. 金庫・机の引き出し・パソコンの中身まで見られる？

強制ではありません！

通常の任意調査でも、金庫・机の引き出し・パソコンを見せてくれと言ってきます。

特に最近はパソコン内のデータを見たがります。調査官は「ちょっと見てもいいですか？」と言って、社長が返事をしないと了解を得たと決めてつけ、「いいですか、いいですか」と言いながら勝手に見ていくこともあります。

しつこい調査官には、何の目的で見たいのか**具体的な理由**を問い正してみてください。まず抽象的な返事しか返ってきません。パソコンを見る時も「会社の物だから見せて」って、答えになっていませんよね。**金庫・机の引き出し・パソコン等の閲覧は、通常の任意調査においては強制ではありません。**質問検査権の範囲外です。**嫌な時は、はっきり断わってもかまいません！**

「質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」と税法にも明文規定されています。

また特にこだわらない社長さんは、見せてあげても良いでしょう。まあ、普通の会社で、そんなものを見ても、都合が悪い事が発覚することは、まずありません。

しかし、もしもの時のために事前に整理はしておきましょう。特にパソコンの整理については 035 ページの「14. 税務調査事前準備　パソコン編」で説明しています。

結論として、『見せる、見せないは、社長さんの性格や気持ちの問題』です。どうしても嫌な社長さんは頑固に断ればよいでしょうし、また特にこだわらない社長さんなら調査官との無用な問答を避けて「お好きにどうぞ」でも良いでしょう。

重加算税とは

仮装隠蔽などした場合に課される罰則で、追徴される通常の税額のさらに 35% が課されます。例えば、調査で本税が 100 万円増加した場合はプラス 35 万円が重加算税となります。仮装隠蔽等に課されるものですが、税務署はなにかと重加算税を課そうとする事もありますから注意してください。その他追徴課税については、『マスター編 第 3 章　税務情報あれこれ』中の『追徴課税の種類』を参照ください。